



令和8年9月10日16時 00 分
木津川上流河川事務所

第2回 室生ダム水利用協議会(渇水調整会議)を開催します ～今後の渇水調整について協議します～

淀川水系宇陀川の室生ダムにおいては、8月29日9:00より水道用水及び農業用水の20%取水制限、9月5日より農業用水の30%取水制限を実施してきましたが、室生ダムの貯水率は93.8%(本日0時現在)まで回復しました。

この状況を踏まえ、今後の渇水調整について協議するため「第2回 室生ダム水利用協議会(渇水調整会議)」を以下のとおり開催します。

【第2回 室生ダム水利用協議会(渇水調整会議)】

- 日 時:令和8年9月11日(金) 11:00～12:00
- 場 所:三重県名張市木屋町812-1 木津川上流河川事務所
3階 会議室31 (WEB 併用)
- 参 加 者:別紙1のとおり

【取材等について】

- 会議中の撮影は可能ですが、移動を伴う撮影は冒頭挨拶までとさせていただきます。
- 冒頭挨拶後は、会議進行の都合上、会場後方より撮影をお願いします。
- 取材を希望される方は、別紙2を確認のうえ、9月11日(金)10:00までに電子メールでお申し込みください。

<取 扱 い> ——

<配付場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、名張市政記者クラブ

<問い合わせ先> 国土交通省 近畿地方整備局

木津川上流河川事務所

副 所 長 はやし たかひろ 林 貴宏

管理課長 ふくはら けんせい 福原 健生

電話:0595-63-1611(代表)

室生ダム水利用協議会(渇水調整会議)構成機関

機関名	担当部署	
名張市土地改良区	宇陀川工区	
奈良県広域水道 企業団	事業部	計画課
奈良県	環境森林部	水・大気環境課
	県土マネジメント部	河川整備課
	宇陀土木事務所	用地管理課
三重県	農林水産部	農業基盤整備課
	地域連携・交通部	水資源・地域プロジェクト課
	県土整備部	河川課
	伊賀農林事務所	農村計画課
	伊賀建設事務所	管理課
名張市	産業部	農村整備室
	都市整備部	道路河川室
水資源機構	木津川ダム総合管理所	管理課
近畿地方整備局	淀川ダム統合管理事務所	広域水管理課
	木津川上流河川事務所	管理課

取材についてのお願い

○取材を希望される方の「会社名・氏名(ふりがな)・電話番号・メールアドレス」をメール本文に記載のうえ、下記のアドレスまで送信してください。

※複数名の参加を希望される場合は、全員分を記載してください。

※件名に「室生ダム水利用協議会(渇水調整会議)」と記載してください。

※メールアドレス :takemura-k86wa@mlit.go.jp
nakamura-n86xd@mlit.go.jp

締切:

9月11日(金)10:00

淀川水系(室生ダム水利利用協議会)渇水対応タイムライン (令和3年4月版)

室生ダム貯水率			状況	制限と 目安日数	河川管理者 (国・県 等)	自治体 (県・市町村)	利水者 (土地改良区・水道局 等)	一般家庭・事業者 等	
非洪水期 10/16 ～6/15	第1期 洪水期 6/16～ 8/31	第2期 洪水期 9/1～ 10/15							
43% ▽程度	75% ▽程度	93% ▽程度			適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等	適正な施設管理 ◆庁舎等の水回りの整備・点検	◆取水・送配水施設の整備・点検	節水 ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用 等	
					◆気象情報、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、ダム貯水率等の確認	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認		
					情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信	◆節水広報、節水呼びかけ等	◆自主節水、節水要請等の検討		
貯水率が低下傾向にあり、 水利用を自主的に制限し ている状況				自主的な制限 (20日程度)	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との 情報連絡	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆自治体情報の確認	情報収集、節水推進 ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進	
30% ▽程度	50% ▽程度	61% ▽程度			適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認				
					情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆節水広報、節水呼びかけ等 ◆節水キャンペーン	◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給事業)		
貯水率の低下が進行し、段 階的に水利用の制限を強 化している状況				取水制限 (30日程度)	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との 情報連絡	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(パルプ制限 等) ◆農業用水使用者への節水依頼、パルプ調節、ゲート調 整、ポンプ運転制限 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	情報収集、対策推進 ◆自治体情報の確認 ◆雨水の利用 ◆再生水の利用 ◆一般家庭・事業所での節水強化	
12% ▽程度	20% ▽程度	25% ▽程度			適正な河川管理 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認	◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周 知	◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水 番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施	
					◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン			
貯水率の低下が深刻化 している状況				90日取水 制限	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の開催・参加(適宜)および関係機関との 情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整	◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆水利利用協議会の参加(適宜)および関係機関との情報連 絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動	情報収集、対策強化 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮	
▽0%					情報発信、啓発 ◆ダム等の水源情報の発信	◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化			

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「室生ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したものです。実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して室生ダム水利利用協議会等で決定されます。

※このタイムラインでは、室生ダム貯水率の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、室生ダム水利利用協議会に基づく関係機関で共有し作成したものです。